

2013.1.4

労災リスク・インフォメーション < 第8号 >

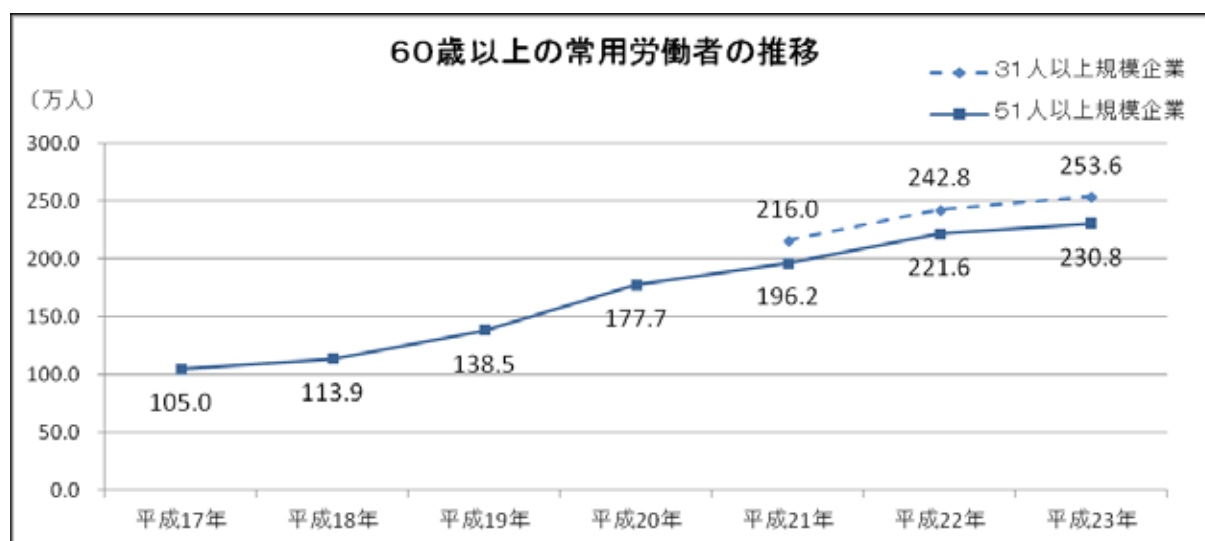
「高年齢労働者の労働災害防止対策」

1. はじめに

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。これは平成25年度から厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに対応するためです。

今回の改正により、事業主が労使協定により定める基準に基づき、継続雇用制度の対象となる高年齢者を限定できる仕組みが廃止となり、事業主は希望者全員を定年後も65歳まで雇用する義務を負うことになりました。

したがって、高年齢労働者が増えることとなりますが、国は「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組んでいますので、この傾向は今後ますます強まるものと思われます。本稿では、高年齢労働者の労働災害の防止対策について考えます。



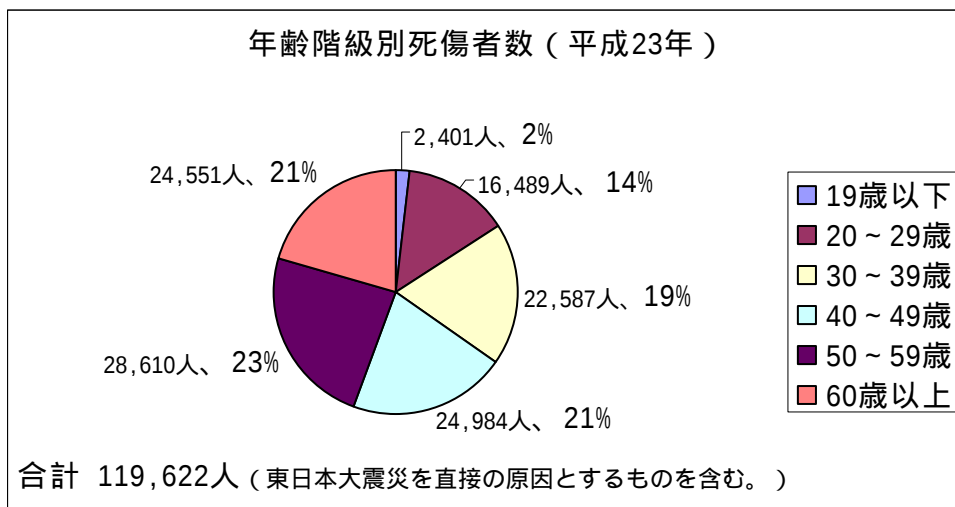
図表1 60歳以上常用労働者の推移(出典:厚生労働省資料)

2. 労働災害発生状況

高年齢労働者の労働災害発生状況をみると、厚生労働省の平成23年度のデータでは、50歳以上の死傷者数は全死傷者の44.4%、死亡者では53.9%を占めています(図表2、3参照)。総務省統計局が公表している労働力調査によれば、平成22年の労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口)6,261万人のうち50歳以上は2,380万人、割合は38.0%ですので、50歳以上の高年齢労働者の労働災害発生率は高いといえます。

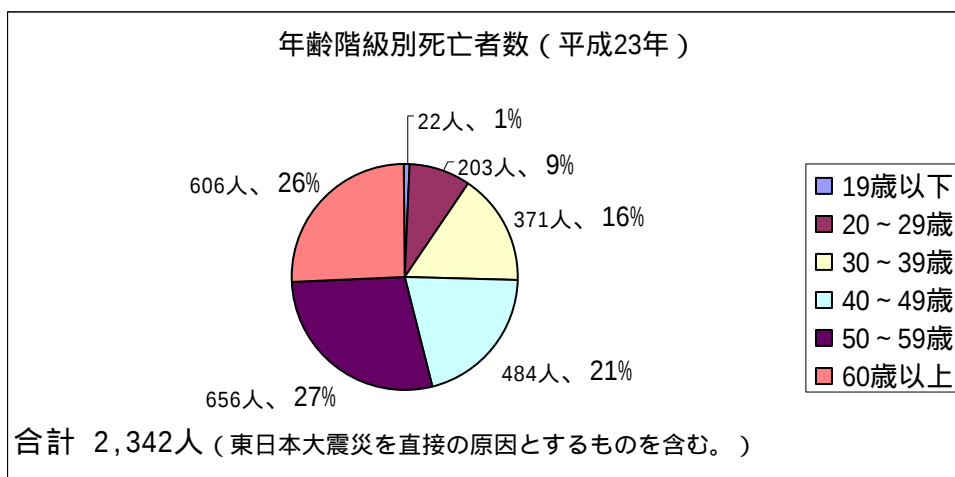
事故の型としては、加齢に伴う心身機能の低下から、「転倒」、「墜落・転落」が多く、若年労働者に比べて被災した場合に休業日数が長期化する傾向があります。

以下、高年齢者の安全および健康管理を検討するにあたり、まず加齢に伴う心身機能の変化を考え、その後にこれらに応じた労働災害防止対策についてご説明します。



図表2 平成23年の年齢階層別死傷者数（休業4日以上）

（出典：労働者死傷病報告）



図表3 平成23年の年齢階層別死亡者数

（出典：労働者死傷病報告）

3．加齢に伴う心身機能の変化

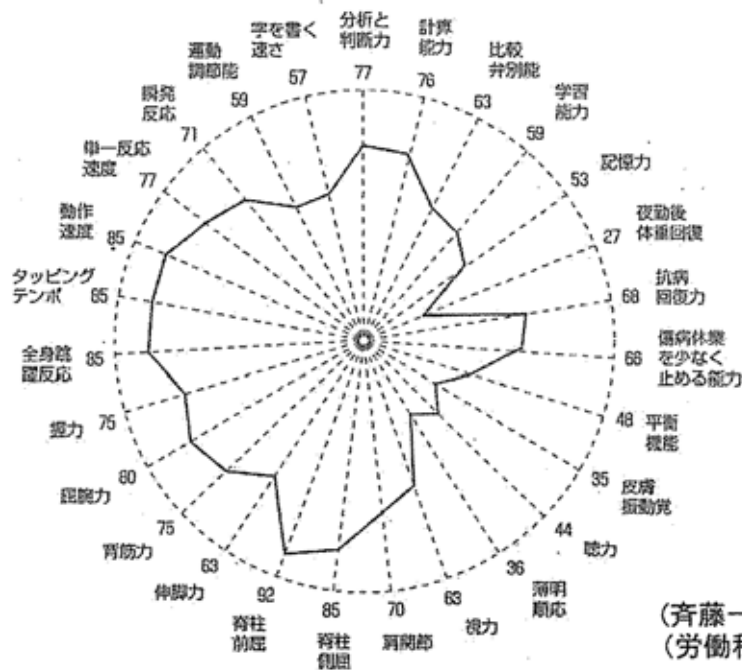
加齢に伴う心身機能の変化、つまり加齢現象の特徴を考えると、次の点があげられます。

個人の能力差、個体差が顕著となる

身体能力、判断能力等はほとんどの領域で若年時に比べ能力が低下しますが、同じ年齢でも人による差が大きくなります。

高年齢労働者自身は能力低下を実感し把握していない場合が多い

徐々に衰えていくことが多く、自分自身の変化を十分に認識していないケースが多くみられ、ストレスの増加、事故の原因となることもあります。図表4は若年者と高年齢者の身体各機能水準を比較したものです。作業の安全に関わる聴力、視力や平衡機能、瞬発反応、運動調節能などの低下が見て取れます。



図表 4 20～24 歳ないし最高期を基準としてみた 55～59 歳年齢者の各機能水準の相対関係（％）

その一方で、次に示すように、経験を重ねることによる優れた点もあります。

慣れた仕事は早く、要領よく行うことができる

いわゆるコツと体の慣れにより、効率的に仕事を行うことができます。

突発的な事態の対応能力がある

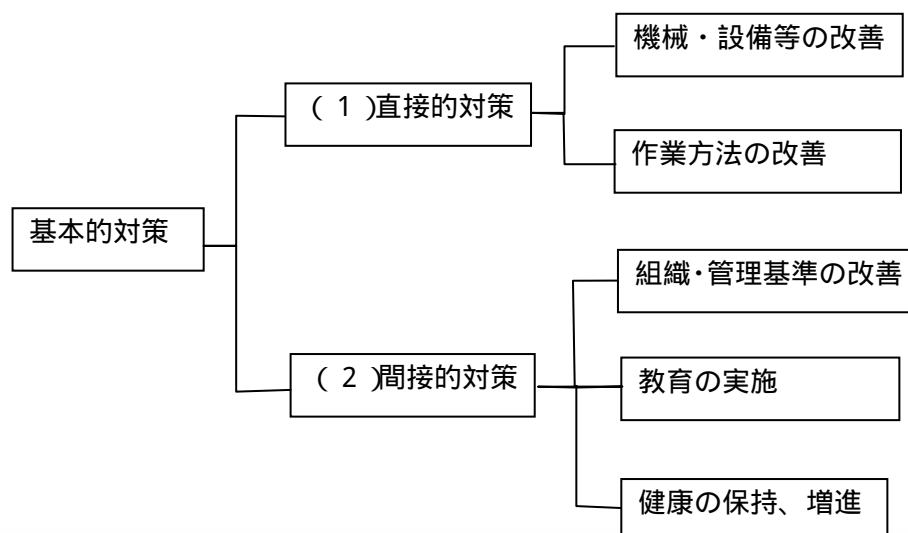
長年の経験の中で、突発的・想定外の事態に遭遇していることが少なくなく、そうした場合の対応能力があります。

そして、何よりも、実地に蓄積された生きた知識や技術・技能など次の世代に引き継ぐべきノウハウを持っています。

4．高年齢労働者の災害防止と健康確保

4.1 基本的対策

基本的な対策には、機械・設備や作業方法の改善などの直接的対策と、組織や基準の改善、教育、健康づくりなどの間接的対策がありますが、これらは車の両輪として並行して進めるべきものです。



(1) 直接的対策

加齢に伴い低下した身体機能に配慮した作業方法や作業環境となっているか、また、高年齢者に多い災害事例や、身体の特性等を考慮し、下記事項を踏まえ調査・検討し改善を図る必要があります。

墜落・転落防止対策

加齢に伴い、平衡機能が低下し、体のバランスがとれずに「墜落・転落」する危険性が増大します。死亡災害など重篤な災害ともなるため、対策には細心の配慮が必要です。

転倒防止対策

転倒災害は、高年齢者の労働災害の特徴の一つであり、骨折等の重篤な災害につながりやすく、さらに、同じ骨折でも若年層に比べ休業日数が長期化する傾向があります。

重量物取扱い方法の改善

荷の取扱い、運搬作業を人力に頼っている場合は、高年齢者にとって荷が重過ぎてよめいたり、握力不足によって荷が落下したり、運搬距離が長いこと等により腰痛や疲労の原因が生ずることがあります。

作業姿勢の改善

作業点が作業者の身長と一致していないため、中腰状態で上体を前屈する姿勢や、上向き、ねじり姿勢等の不自然な姿勢での作業は、筋疲労を招き、災害性腰痛等の労働災害発生の原因となっています。

視聴覚機能の補助等

人間の特性として、加齢とともに視力や聴力等の感覚機能や瞬間判断機能、反射的対応能力等が低下するといわれており、これが労働災害に結びつく原因となります。

(2) 間接的対策

高年齢者対策を計画的に進めるために管理体制を整備する必要があります。また、教育については、生理的機能・心身機能の測定を通じ、労働者本人に自分自身の機能を十分認識させながら実施していくことが重要です。

安全衛生管理組織、管理規程、作業標準等の改善

高年齢者の心身機能の特徴を踏まえて、作業標準等の見直しや整備を図る必要があります。また、効果的な対策を実施するため、管理体制等についても、検討・整備することも重要です。

安全衛生教育の実施

高年齢者の場合、理解に多くの時間がかかる場合もあり、教育する際、対象を高年齢者として実施することや、教材の文字を大きくしたり、絵や図解を入れたりする等の工夫も必要です。

高年齢者の技能・知識を活かす職務への配置

長期にわたって身につけた豊富な知識や経験が心身機能の低下を補完し、若壮年者に劣ることなく活躍している実態もあり、これまでの知識や経験を活かし、さらに仕事の幅を拡げ、意欲をもたせる等の配慮も必要です。

過重労働による健康障害防止

一般に、時間外・休日労働が45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まると考えられています。特に、高年齢労働者は脳・心臓疾患にかかる人の割合が多く、過重労働による健康障害防止のための総合対策を実施する必要があります。

健康の保持増進

高年齢者の労働適応能力を維持向上させるためにも、心身両面にわたる健康保持増進対策を図ることが重要です。

4.2 高齢労働者の安全衛生対策の具体例

直接的対策	具体例
(1) 墜落・転落防止対策 機械設備等の改善 ○昇降設備の改善 ○安全な作業床、手すりを設置 作業方法の改善 ○高所作業を地上作業に置き換え ○高所作業台(車)を活用	・階設の蹴上げを小さく取り、踏み面を広くし、滑り止めを取り付け、色彩表示をする。 ・垂直はしごを避け、階段やスロープに改善する。 ・大型の装置、塔槽等の高所作業場所には安全な作業床を設ける。 ・高所で行っていたタンクへの材料投入を手動ポンプで地上から移送できるようにする。 ・切梁等の解体では、高所においては大ばらしのみを行い、地上に降ろした後、小ばらしを行うようにする。 ・脚立や移動はしごを避け、高所作業台(車)を活用し無理な姿勢での作業を排除する。
(2) 転倒防止対策 機械設備等の改善 ○段差(つまづき要因)の除去 ○作業床の滑り防止対策 ○ノンスリップ靴の着用 作業方法の改善 ○人力による運搬作業方法の改善 ○作業中の滑り防止	・通路の勾配をゆるくする。 ・通路や作業場所の照明を明るくする。 ・通路にある段差をなくし、平坦にして歩きやすくする。 ・床塗装を一般塗料から滑り止めの入った塗料に変更する。 ・敷鉄板に滑り止めを施す。 ・滑り止め加工がしてある靴を採用する。 ・手押し車等の活用により人力作業を軽減させる。 ・長尺物の運搬は複数で行う。 ・作業中に滑りやすい姿勢をとらないように、水平移動のみで作業できるように作業台のレイアウトを見直す。
(3) 重量物運搬方法の改善 ○手押し車等の活用 ○運搬物の大きさ、重量の面からの改善 ○揚重、運搬に動力運搬機械を活用 ○重量物の運搬場所等の改善	・手作業で行っていた荷物の移動を専用台車で直接搬入できるようにする。 ・ガスボンベ用手押し車を採用する。 ・人力による運搬に適した大きさや重量になるように、ロットの設定をする。 ・足場材、型枠材等の仮設資材や機械、工具の軽量化を図る。 ・資材の搬入にフォークリフト、クレーン等を使用する。 ・手作業で部品を搬送コンベヤーに移載していたのを、電動ホイストを設置し、搬送自体を自動化する。 ・重量物等の取扱作業は、広く平らな場所を確保し“はさまれ”危険を防止する。 ・レイアウトを変更するなど、運搬距離の短縮を図る。

(4) 作業姿勢の改善 ○ 前屈姿勢作業の改善 ○ 腰痛、疲労防止のための作業姿勢の改善	・ 溶接作業を立位、座位で行える高さに変更する等により、中腰作業を改善する。 ・ 床上にあったバルブの位置を変更し、立ったままバルブ操作ができるよう、作業姿勢の改善を図る。 ・ ベルトコンベヤー等を活用し、跳ね上げ作業を軽減する等、入力による運搬等の作業の機械化を図る。 ・ 高さ調節ができる作業台、椅子を使用する。
(5) 視聴覚機能の補助等 ○ 全体照明、局所照明を改善 ○ 作業指示票、図面等の表示の拡大・簡素化	・ 全体照明に局所照明を併用して、作業に必要な照度を持たせるようにする。 ・ 外構工事等の夜間作業では照明の照らし方を工夫する。 ・ 注意表示には、イラスト等を多く採用する。 ・ 指示票や図面等に記入する文字を大きくする。 ・ ライト付きルーペを備え付けて細部点検を行いやすくする等、表示等を容易に読み取れるように改善する。

間接的対策	具体例
(1) 安全衛生管理組織、管理規程、作業標準等の改善	・ 安全衛生管理規程の見直し（改善）を図る。 ・ 高年齢者向けの作業標準を作成する。
(2) 安全衛生教育の案施	・ 災害事例を使って高年齢者の安全衛生教育を実施する。 ・ 繰り返して安全衛生教育および訓練を実施する。
(3) 高年齢労働者の技能・知識を活かす職務への配慮	・ 勤務形態、作業内容に配慮する。 ・ 生産技術や安全衛生管理ノウハウの継承のため、若年者教育などの職務を担当させる。
(4) 過重労働による健康障害の防止	・ 時間外、休日労働を削減する。 ・ 衛生委員会等において「長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事」等の調査・審議を行う。
(5) 健康の保持増進	・ 定期健康診断の結果に基づく適切な事後措置を行う。 ・ 健康の保持増進対策を体系化し、実施する。

5. おわりに

労働災害による休業4日以上死傷者数が平成22年、23年と2年連続で増加し、24年も増加傾向に歯止めがかからず、3年連続の増加というゆゆしき事態となりそうです。そのため厚生労働省は平成24年9月に労働災害防止に向けた緊急要請を行いました。増加の理由はいろいろな要素が絡み合っていますが、高年齢労働者の増加もその一因と考えられます。

急激に増加する高年齢労働者の能力や活力を十分に活かすためにも、事業者には高年齢者の労働災害防止や健康保持の取り組みを行うことが強く望まれています。

以 上

コンサルティング第三部 災害リスクグループ
マネジャー・上席コンサルタント 岩野 哲夫

参考文献

- 1)厚生労働省：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(平成 24 年 11 月 9 日職発 1109 第 2 号)
- 2)中央労働災害防止協会：「平成 24 年度安全の指標」

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部 災害リスクグループ
千代田区神田駿河台 4-2-5 TEL:03-5296-8917 / FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2012